

さいたま市告示第 1537 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、さいたま都市計画道路を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 30 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 さいたま都市計画道路
- (2) 名称 3・3・11 号産業道路、3・6・93 号天沼高鼻線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 3・3・11 号産業道路

ア 追加する土地の区域

さいたま市大宮区堀の内町 2 丁目の一部

イ 削除する土地の区域

なし

- (2) 3・6・93 号天沼高鼻線

ア 追加する土地の区域

さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目及び堀の内町 3 丁目の各一部

イ 削除する土地の区域

さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目及び堀の内町 3 丁目の各一部

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

4 縦覧期間

令和 7 年 9 月 30 日（火）から令和 7 年 10 月 14 日（火）まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

5 意見書提出期間

令和 7 年 9 月 30 日（火）から令和 7 年 10 月 14 日（火）まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

6 意見書の提出先

さいたま市長 清 水 勇 人

都市局 都市計画部 都市計画課

令和7年10月14日